

令和5年3月15日

3年生保護者の皆様へ

練馬区立旭丘中学校

校長 渡邊重幸

春休み中の過ごし方について

早春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

3年生は3月18日より春休みを迎えます。中学校を卒業する節目にあたり、新たな決意と計画をもって、新生活に臨む準備をしてほしいと思います。つきましては、以下のことに十分気を付けて、意義ある休みの生活を送るよう、お願い申し上げます。

1 家族・社会の一員としての自覚をもたせてください。

家事を分担し、家族への感謝の気持ちをもたせるとともに、家庭での時間を大切にしてください。

2 健康・安全第一の心掛けをお願いします。

- ① 規則正しい生活、早寝早起きをさせてください。
- ② 「夜ふかし」「睡眠不足」等を避け、健康管理に気を付けさせてください。
- ③ 体操など、適度な運動を計画的に実行させてください。
- ④ 自転車の交通ルールを守り、交通事故に遭わない、おこさない、特にスピードの出し過ぎ、スマートフォンや携帯電話などを使いながらの運転や2人乗りは絶対にしないようにご指導ください。

3 自主的な学習や読書等の取組をさせてください。

- ① 高校での目標と計画を立てて、希望をもって新年度を迎えさせてください。
- ② 今までの学習を振り返らせ、不十分な教科の学力補充に努めさせてください。
- ③ 読書を心掛けさせ、趣味を伸ばしたり、高校での学習の準備に取り組みさせてください。

4 問題行動の未然防止をお願いします。

- ① 外出するときは、保護者に行き先・同行者・帰宅時刻を伝えさせ、華美な服装は避けるなど、身だしなみを心掛けさせてください。また、深夜の外出はさせないでください。
- ② ゲームセンター、カラオケボックス等の生徒同士での出入りはさせないようにしてください。恐喝や暴力事件等、予期せぬ被害に合うケースが多くあります。また、他校生などとの不良交遊の場となる可能性があります。
- ③ 友人宅への宿泊は控えさせてください。一般的な傾向をみると、その後の生活において悪影響を及ぼしたケースが多くみられます。

- ④ 他校の生徒とは、接触（お互いの学校のうわさ話をする等）しないように注意させてください。思いがけないトラブルの原因になります。
- ⑤ 喫煙・飲酒は法律に違反しているだけでなく、心身の健康を害するので絶対に止めさせてください。
- ⑥ 万引き・放置自転車等の横領は犯罪です。落ちている物でも自分の物ではない物を私物化すると、拾得物横領罪・占有離脱物横領罪になります。
- ⑦ スマートフォン、携帯電話やパソコン、オンラインゲーム等の使用について、家庭で十分に話し合い、家庭でのルールの下、事故・事件に遭わないように気を付けさせてください。
- ⑧ 令和5年3月31日までは旭丘中学校の生徒です。旭丘中学校の生徒としての責任をもった行動をさせてください。

5 その他

- ① 区内でも不審者被害がみられます。暗いときだけではなく日中も注意が必要です。危険を感じたら「大声を出す(防犯ブザーを鳴らす)」「店、家に飛び込む」「駆けだして逃げる」、その後「すぐ110番」をご家庭でも繰り返しご確認ください。
- ② 令和2年4月1日から東京都では、自転車利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となっています。ご確認ください。

――事故が起きたときの対応について――

学校には教職員が土・日曜・祝日を除き、出勤しています。何か事件・事故があった時は、警察等に届けるのと同じく、学校に必ず連絡してください。特に、不審者との遭遇、傷害事件や恐喝事件の被害者となった場合は必ず警察へ届け出てください。

事件や事故に巻き込まれたらすぐに

110番

事件や事故に関して何か相談したいことがあったら

3994-0110

練馬警察署生活安全課少年係

学校の電話番号は

3957-3133

旭丘中学校学校携帯（緊急時）

080-7797-0925